【参考資料】

議案第６９号　朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

こども部保育課

１　提案する理由

こども性暴力防止法の施行及び内閣府令の改正に伴い、乳児等通園支援事業における児童への性暴力等の防止に必要な規定を整備するため、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

こども性暴力防止法の施行等に伴い、乳児等通園支援事業者に対し、児童への性暴力等の防止及び被害を受けた児童の適切な保護に必要な措置を講ずることを義務付ける。

３　施行年月日

令和８年１２月２５日

担当
こども部保育課施設給付係
電話４６３－２８３７